

令和5年度（2023年度）体験活動ボランティア派遣事業実施要項

1 目的

放課後子供教室、学校支援活動等の多様な地域学校協働活動の充実及び放課後子供教室と放課後児童クラブとの一体的な取組の推進を図るため、体験活動ボランティアチーム（以下「ボランティアチーム」という。）を組織し、市町村の要請に応じて派遣する。

2 実施機関

実施機関は熊本県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）とし、所管は市町村教育局社会教育課とする。

3 ボランティアチームの活動

ボランティアチームの活動は、放課後子供教室、学校支援活動等の多様な地域学校協働活動に関わる子供を対象とした体験活動及び交流活動とする。

4 ボランティアチームの派遣

- (1) ボランティアチームの派遣を希望する市町村教育委員会（組合立を含む。）は、原則として派遣希望日の1ヶ月前までに、別記第1号様式により、県教育委員会に申請するものとする。
- (2) 県教育委員会は、前項の規定による申請に基づき、ボランティアの登録状況を勘案し、予算の範囲内で適切な人数を調整後、ボランティアチームの派遣を決定し、派遣先となる市町村教育委員会及び当該派遣されるボランティアチームの代表者に連絡する。
- (3) ボランティアチーム及び当該ボランティアチームの派遣を受ける市町村教育委員会は、相互に連絡及び調整を行う。
- (4) 県教育委員会は、体験活動を支援するボランティアチームを派遣するものとする。
- (5) 派遣を受ける市町村教育委員会は、やむを得ない事由により派遣の変更又は中止が必要となったときは、速やかに県教育委員会に報告する。
- (6) 派遣を受けた市町村教育委員会は、別記第2号様式により、派遣に係る成果や課題及び活動の内容が分かる写真（2枚程度）を県教育委員会に提出する。その際には、本事業を県民に広く啓発することを目的として、提出された写真等を県教育委員会ホームページや広報啓発物等に掲載することがあるため、提出の際は、個人及び保護者の承諾を必ず得る等、個人情報等への配慮を充分に行うこと。
- (7) 派遣期間は令和5年（2023年）6月1日から令和6年（2024年）2月末日までとする。ただし、ボランティアチーム派遣に係る予算（旅費）がなくなり次第、派遣を終了するものとする。

5 編成

- (1) 県教育委員会は、ボランティアチームリストを作成し、県内の市町村に提供する。
- (2) 派遣するボランティアは、あらかじめ登録されたボランティアチームの中から県教育委員会が編成する。

6 旅費

- (1) ボランティアチームの派遣に必要な旅費は、県教育委員会が負担する。但し、打合せ等は含まない。
- (2) 県教育委員会は、ボランティアチームの活動実績を確認した後、あらかじめ登録されているボランティアチームの口座に、速やかに旅費を振り込むものとする。
- (3) 旅費は、「熊本県職員等の旅費に関する条例」の基準に準じるものとする。

7 秘密を守る義務

「ボランティアチーム」として派遣される者は、活動上知り得た秘密等を第三者に漏らしてはならない。

8 保険

県教育委員会は、「ボランティアチーム」を派遣する際には、派遣するボランティアを被保険者とする傷害及び損害賠償の保険に加入する。

9 募集

県教育委員会は、県内の大学、企業及び社会教育関係団体等の協力を得てボランティアチームを募集する。

10 登録

- (1) ボランティアチームの登録を希望する者は、別記第3号様式（体験活動ボランティアチームエントリーシート）及び別記第4号様式（体験活動ボランティアチームメンバー表）を県教育委員会に提出する。（県教育委員会のホームページにエントリーシート等の様式を掲載）
- (2) 県教育委員会が、「ボランティアチーム」として登録する要件は、次のとおりとする。
 - 一 県内の地域学校協働活動を支援することを目的とすること
 - 二 政治、宗教及び営利活動を目的としないこと
- (3) 県教育委員会は、別記第3号様式（体験活動ボランティアチームエントリーシート）を受理し、適切であると判断したときは、ボランティアチーム代表者に別記第5号様式（登録通知書）を送付する。
- (4) ボランティアチームの登録有効期限は、登録の日から登録の日が属する年度の2月末日までとする。
- (5) 県教育委員会は、登録されたデータを適正に管理するものとする。

11 ボランティア活動証明書の交付

年度内のボランティア活動の証明書については、別途申し出のあった個人について作成し、年度末に交付する。